

HOYA健康保険組合 “扶養状況事前チェックシート”

※健康保険の扶養とは、「主として被保険者により生計維持している。」状態をいいます。※

※扶養認定および再認定時に、「主とした生計維持者になれる可能性のある方に関しても収入に関する証明が必要です。※

被扶養者は、75歳未満です。（75歳以上は後期高齢者医療制度の対象者のため被扶養者になれません。）

＝ ＝ ＝ 被扶養者の追加申請をする前に、下記内容をチェックしてください。 ＝ ＝ ＝

YES

被扶養者は、
配偶者（内縁関係も可）
子・孫
兄・姉・弟・妹
父母・祖父母などの被保険者の直系尊属です。

被扶養者は、
左記以外の3親等内の親族
被保険者の配偶者（内縁関係も可）の父母・連れ子
配偶者（内縁関係も可） 死亡後の父母・連れ子です。
＜被保険者と同じ居していることが条件になる人＞
同居しています。

YES

YES

NO

● 被扶養者と 同居しています。

被扶養者になれる人は原則として国内居住者に限られます。
ただし、業務上の海外赴任に帯同
または、
海外に留学している学生など生活の基礎が国内にあると認められた場合

NO

YES

被扶養者と 別居 の場合は、
● 被扶養者の年収 < 被保険者からの
仕送り額
● 被扶養者と同居している世帯の中に
主とした生計維持者がいない。
ことが必要です。

被扶養者の年収（給与、年金等）は、
130万円未満
（19歳以上23歳未満の方は150万円未満、60歳以上の方または障
害者は年収180万円未満）
かつ
失業給付を受けようとしている、
または、受けている方は、被扶養者にはなりません。

NO

YES

YES

NO

次ページにお進みください。

被扶養者ではありません。

令和7年10月1日現在

このページは提出 <不要> です。

家族を健保の被扶養者とするときの申請証明書類について

まず最初に、扶養状況確認書の“扶養状況事前チェックシート”でチェックし、扶養申請できることを確認してから下記をご確認ください。

被扶養対象者の年齢		所得に関する提出証明書類（コピー可）		世帯全員の住民票が必ず必要	別居の時は ＋直近3ヶ月の仕送り証明
0～17歳		不要			
18～59歳	無職・アルバイト等	直近の所得証明 or 直近の源泉徴収票 or 直近の非課税証明			
	退職	離職票1、2（原本）または雇用保険資格喪失通知書（原本）			
	失業給付受給後	失業給付を受け終わったが就職できなかったときは、失業給付受給資格者証（原本）			
	雇用形態の変更	変更後の雇用契約書			
60～70歳	無職・アルバイト等	直近の所得証明 or 直近の源泉徴収票 or 直近の非課税証明			
	退職	離職票1、2（原本）または雇用保険資格喪失通知書（原本）			
	失業給付受給後	失業給付を受け終わったが就職できなかったときは、失業給付受給資格者証（原本）			
	雇用形態の変更	変更後の雇用契約書			
	＋				
年金受給者	年金を受給しているときは、年金通知書				
71～74歳	無職・アルバイト等	直近の所得証明 or 直近の源泉徴収票 or 直近の非課税証明			
	退職	離職票1、2（原本）または雇用保険資格喪失通知書（原本）			
	失業給付受給後	失業給付を受け終わったが就職できなかったときは、失業給付受給資格者証（原本）			
	雇用形態の変更	変更後の雇用契約書			

収入に関する証明は上記の通りです。（収入がないときは収入が 0円であることを証明する非課税証明が必要です）

配偶者を扶養していない方で、配偶者以外を扶養申請する場合は下記の証明書を提出してください。

【夫婦共同扶養】に該当しますので、ご夫婦のどちらが主とした生計維持者であるかを確認するために、被保険者および配偶者の過去・現在・未来の所得に関する証明が必要です。

被 保 険 者		入社時	新規	出生時の出産者
	<過去>	直近の所得証明または源泉徴収票	直近の所得証明または源泉徴収票	直近の所得証明または源泉徴収票
	<現在>	入社時報酬月額、※ i 賞与見込み	直近3ヶ月の給与明細＋1年間の賞与明細	直近3ヶ月の給与明細＋1年間の賞与明細
	<未来>	雇用契約書	雇用契約書	※ ii 被保険者育児休業期間収入見込み証明

配 偶 者	一 般		新規	出生時の出産者
		<過去>	直近の所得証明または源泉徴収票	直近の所得証明または源泉徴収票
		<現在>	直近3ヶ月の給与明細＋1年間の賞与明細	直近3ヶ月の給与明細＋1年間の賞与明細
		<未来>	雇用契約書	※ ii 被保険者育児休業期間収入見込み証明
	自 営 業	<過去>	直近の所得証明および確定申告控え（内訳表込み）	直近の所得証明および確定申告控え（内訳表込み）
		<現在>	自営収入見込み	自営収入見込み
		<未来>		

※ i 賞与見込み ii 被保険者育児休業期間収入見込み証明は、事業主または勤務先が証明する

◆所得証明書や非課税証明書は、住民票のある役所の窓口で発行依頼してください

証明書類は、状況に応じて別途提出していただくこともあります。

被扶養者認定後も、毎年、再認定審査を行います。

このページは提出 <不要> です。

健康保険

扶養状況確認および誓約書

=== 複数の被扶養者を申請するときは各被扶養者毎に提出してください。 ===
(事業所間異動時は不要)

No.2

扶養申請対象者	(氏) ○○○	(名) ○○○○	続柄	*	生年月日	昭和 平成 令和	*	年	*	月	*	日	*	年齢	**	性別	男	女
1	扶養申請理由 === いずれかの左の □ に ☑ をしてください。 その他のときは理由を詳しくご記入ください。 ===																	
	☐ 被保険者の入社	☐ 退職	☐ 結婚・出産・介護	☐ 病気療養等	☐ 出生	☐ その他 (												
2	扶養申請対象者の前健康保険加入状況 === いずれかの左の □ に ☑ をしてください。 無保険のときは資格喪失日をご記入ください。 ===																	
	☐ 国民健康保険	☐ 健康保険組合	☐ 任意継続保険	☐ その他 (共済組合など)	前健保資格喪失日	令和		年		月		日						
3	扶養申請対象者の現在の状況 === いずれかの左の □ に ☑ をしてください。 その他のときは理由を詳しくご記入ください。 ===																	
	☐ 未就学	☐ 学生	☐ 就業者および自営業者	☐ 退職者 (退職日)	令和	*	*	年	*	*	月	*	*	日	⇒ 任意継続保険加入 有 無			
	☐ 年金等受給者	(老齢基礎年金)	(老齢厚生年金)	(遺族年金)	(障害年金)	(企業年金)	=== 年金の種類を ○ で囲んでください。 ===											
	☐ 雇用保険受給	有 無	受給終了日	令和		年		月		日	☐ 無職・無収入	☐ その他						
4	扶養申請対象者には被保険者以外に生計維持している親族がいますか？ 有 無 === いずれかを ○ で囲んでください。 ===																	
	↳ (有) の場合はその親族の所得に関する証明書の提出が必要です。																	
5	被保険者 (申請者) の生計費 === 健康保険における扶養関係とは【被扶養者は被保険者によって主とした生計維持されている関係】を指します。 下記、生計費 (生きていくために必要な費用) は扶養認定審査上必要な情報です。 ===																	
被保険者																		
収入	給与 (標準報酬月額)		*****	円														
	行政からの子供手当等 (月額)		*****	円														
				円														
	合計		*****	円														
扶養申請対象者																		
収入	給与等 (月額)		*****	円	支出 ^ 別居 の 場合 v	項目	費用負担者	送金先	月額	健保使用欄								
	年金等 (月額)		*****	円		住居費 (家賃・住宅ローン等) (月額)	○○○○	● ● ●	*****	円								
				円		食費 (月額)	○○○○	● ● ●	*****	円								
	<別居の場合> 被保険者からの仕送り (月額)		*****	円		水道・光熱費 (月額)	○○○○	● ● ●	*****	円								
	<別居の場合> 被保険者以外からの仕送り (月額)		*****	円						円								
	合計		*****	円		合計			*****	円								
6	誓約欄 === 各項目の左の欄に、チェック ☑ をしてください。 ===																	
	☐ HOYA健康保険組合が実施している家族の健康維持・予防事業としての健 (検) 診等の対象者である場合は、積極的な参加を促し、医療費の節減に協力します。																	
	☐ 扶養申請対象者の年間収入が被保険者の収入の1/2を超過した。もしくは、130万円 (19歳以上23歳未満の方は150万円未満、60歳以上または障害者は年収180万円) を超過したときは、被扶養者を削除するために、5日以内に「被扶養者 (異動) 届」に「健康保険被保険者証」を添付し事業主を経由して提出します。																	
	☐ 被扶養者が別居になった場合は、再度扶養認定審査を受けます。																	
	☐ 「雇用保険の受給開始」または「就職」したときは、5日以内に「被扶養者 (異動) 届」に「健康保険被保険者証」を添付し事業主を経由して提出します。																	
	☐ 扶養削除手続きが遅延しても、「事由発生日」にさかのぼり、扶養削除となることに対し、異議申し立てしません。																	
	☐ 扶養削除対象者が、削除事由発生日後に、HOYA健康保険組合の健康保険証を使用したときは、その医療費を全額返納します。																	

=== 提出前に ☑ もれがないか再度確認してください。 ===

HOYA健康保険組合 理事長殿

上記の記載事項に相違ないことを誓約し申請します。

被保険者
氏名

○○○

○○○○

退職直後で離職票1、2が未発行のため提出できない方の誓約書

被扶養対象者氏名	○○ ○○○												
退職日	令和	*	年	*	月	*	日	*	離職票提出予定日	例えば・・・令和○年○月末			
上記に記載しました、離職票提出予定日までに提出しなかったときは、被扶養者認定日にさかのぼり、被扶養者認定を取り消されることを了承します。													